



宮 崎 県 公 報

令和 8 年 3 月 27 日 (金曜日) 号外 第 18 号

発 行 宮 崎 県

印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 (送 料 共) 1 年 64,800 円

目 次

規 則

- 船員等に対する旅費支給規則を廃止する規則…… (人事課) 1
- 宮崎県食品衛生法施行細則の一部を改正する規則…… (衛生管理課) 1

告 示

- 宮崎県国民健康保険給付費等交付金及び国民健康保険事業費納付金に関する条例第 7 条、第 11 条、第 15 条及び第 19 条の規定に基づき知事

頁

- が定める数…… (国民健康保険課) 3
- 宮崎県国民健康保険給付費等交付金及び国民健康保険事業費納付金に関する条例第 22 条の規定に基づき知事が定める数…… (“) 3
- 国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令第 9 条第 8 項、第 10 条第 6 項、第 11 条第 6 項及び第 11 条の 2 第 6 項の規定に基づき知事が定める数…… (“) 3

人事委員会規則

- 通勤手当に関する規則の一部を改正する規則…… 4

規 則

船員等に対する旅費支給規則を廃止する規則をここに公布する。
令和 8 年 3 月 27 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県規則第 13 号

船員等に対する旅費支給規則を廃止する規則

船員等に対する旅費支給規則 (昭和 35 年宮崎県規則第 18 号) は、廃止する。

附 則

この規則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

宮崎県食品衛生法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和 8 年 3 月 27 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県規則第 14 号

宮崎県食品衛生法施行細則の一部を改正する規則

宮崎県食品衛生法施行細則 (昭和 45 年宮崎県規則第 21 号) の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前		改正後	
様式第 4 (第 7 条関係) (表)		様式第 4 (第 7 条関係) (表)	
[略]		[略]	
[略]		[略]	
営 業 施 設 情 報	(ふりがな)	資格 の種 類	食管・食監・調・製 ・米・管米・船舶・ と畜・食鳥
	食品衛生責任者の氏名 ※	[略]	[略]
	合成樹脂が使用された器具 又は容器包装を製造する営 業者を除く。		
	[略]		
	自動販売機の型番	[略]	自動販売機、全自動調理機 [略]

	[略]	
	[略]	
(裏)		
[略]		
[略]		
業 種 に 応 じ た 情 報	飲食店のうち簡易飲食 店営業の施設	<input type="checkbox"/> 生食用食肉の加工又は 調理を行う施設
	ふぐの処理を行う施設	
	[略]	
[略]		

様式第 8 (第 9 条関係)

(表)

[略]			
[略]			
営 業 施 設 情 報	(ふりがな)	資格 の種 類	食管・食監・調・製 ・米・管米・船舶・ と畜・食鳥
	食品衛生責任者の氏名 ※ 合成樹脂が使用された器具 又は容器包装を製造する営 業者を除く。	[略]	
	[略]		
	自動販売機の型番	[略]	
	[略]		
[略]			

(裏)

[略]		
[略]		
業 種 に 応 じ た 情 報	飲食店のうち簡易飲食 店営業の施設	<input type="checkbox"/> 生食用食肉の加工又は 調理を行う施設
	ふぐの処理を行う施設	
	[略]	
[略]		

様式第 9 (第 10 条関係)

(表)

[略]			
[略]			
営	(ふりがな)	資格 の種 類	食管・食監・調・製 ・米・管米・船舶・ と畜・食鳥
	[略]		

		の型番
	[略]	
	[略]	
(裏)		
[略]		
[略]		
業 種 に 応 じ た 情 報	飲食店のうち簡易飲食 店営業の施設	<input type="checkbox"/> 飲食店のうち従業者が 常駐せず全自動調理機 により調理された食品 を販売する営業
	ふぐの処理を行う施設	<input type="checkbox"/> 生食用食肉の加工又は 調理を行う施設
	[略]	
[略]		

様式第 8 (第 9 条関係)

(表)

[略]			
[略]			
営 業 施 設 情 報	(ふりがな)	資格 の種 類	食監・食管・調・製 ・米・管米・船舶・ と畜・食鳥
	食品衛生責任者の氏名 ※ 合成樹脂が使用された器具 又は容器包装を製造する営 業者を除く。	[略]	
	[略]		
	自動販売機、全自動調理機 の型番	[略]	
	[略]		
[略]			

(裏)

[略]		
[略]		
業 種 に 応 じ た 情 報	飲食店のうち簡易飲食 店営業の施設	<input type="checkbox"/> 飲食店のうち従業者が 常駐せず全自動調理機 により調理された食品 を販売する営業
	ふぐの処理を行う施設	<input type="checkbox"/> 生食用食肉の加工又は 調理を行う施設
	[略]	
[略]		

様式第 9 (第 10 条関係)

(表)

[略]			
[略]			
営	(ふりがな)	資格 の種 類	食監・食管・調・製 ・米・管米・船舶・ と畜・食鳥
	[略]		

業 施 設 情 報	食品衛生責任者の氏名 ※	[略]		
	合成樹脂が使用された器具 又は容器包装を製造する営 業者を除く。			
	[略]			
	自動販売機の型番	[略]		
[略]				
(裏)				
[略]				
業 種 に 応 じ た 情 報	飲食店のうち簡易飲食 店営業の施設	<input type="checkbox"/>	生食用食肉の加工又は 調理を行う施設	<input type="checkbox"/>
	ふぐの処理を行う施設			<input type="checkbox"/>
	[略]			
	[略]			
(裏)				
[略]				
業 種 に 応 じ た 情 報	飲食店のうち簡易飲食 店営業の施設	<input type="checkbox"/>	飲食店のうち従業者が 常駐せず全自動調理機 により調理された食品 を販売する営業	<input type="checkbox"/>
	ふぐの処理を行う施設	<input type="checkbox"/>	生食用食肉の加工又は 調理を行う施設	<input type="checkbox"/>
	[略]			
	[略]			
(裏)				
[略]				

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に存するこの規則による改正前の宮崎県食品衛生法施行細則の規定に定める様式による用紙は、当分の間、所要の事項を適宜補正して使用することができる。

告 示

宮崎県告示第 221号

宮崎県国民健康保険給付費等交付金及び国民健康保険事業費納付金に関する条例（平成29年宮崎県条例第38号。以下「条例」という。）第7条、第11条、第15条及び第19条の規定に基づき、知事が定める数を次のように定め、令和8年度分の国民健康保険事業費納付金から適用する。

なお、宮崎県国民健康保険給付費等交付金及び国民健康保険事業費納付金に関する条例第7条、第11条及び第15条の規定に基づき知事が定める数（令和7年宮崎県告示第41号）は、令和8年3月31日限り、廃止する。

令和8年3月27日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 条例第7条の知事が定める数は、0.7625020654296とする。
- 2 条例第11条の知事が定める数は、0.7598580027682とする。
- 3 条例第15条の知事が定める数は、0.8400419350335とする。
- 4 条例第19条の知事が定める数は、0.7625020654296とする。

宮崎県告示第 222号

宮崎県国民健康保険給付費等交付金及び国民健康保険事業費納付金に関する条例（平成29年宮崎県条例第38号。以下「条例」という。）第22条の規定に基づき、知事が定める数を次のように定める。

令和8年3月27日

宮崎県知事 河野俊嗣

条例第22条の知事が定める数は、0.7とする。

宮崎県告示第 223号

国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令（昭和34年政令第41号。以下「算定政令」という。）第9条第8項、第10条第6項、第11条第6項及び第11条の2第6項の規定に基づき、知事が定める数を次のように定め、令和8年度分の国民健康保険事業費納付金から適用する。

なお、国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令第9条第8項、第10条第6項及び第11条第6項の規定に基づき知事が定める数（令和7年宮崎県告示第42号）は、令和8年3月31日限り、廃止する。

令和8年3月27日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 算定政令第9条第8項の知事が定める数は、0.9767493384268とする。
- 2 算定政令第10条第6項の知事が定める数は、0.999999980014とする。
- 3 算定政令第11条第6項の知事が定める数は、0.999999945396とする。
- 4 算定政令第11条の2第6項の知事が定める数は、0.999999758441とする。

人事委員会規則

通勤手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 3 月 27 日

宮崎県人事委員会委員長 桑 山 秀 彦

宮崎県人事委員会規則第 5 号

通勤手当に関する規則の一部を改正する規則

通勤手当に関する規則（昭和 41 年宮崎県人事委員会規則第 6 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(届出)</p> <p>第 3 条 職員は、新たに給与条例第 5 条の 9 第 1 項の職員たる要件を具備するに至った場合には、人事委員会が定める様式の通勤届によりその通勤の実情を速やかに任命権者（委任を受けた者を含む。以下同じ。）に届け出なければならない。同項の職員が次の各号の一に該当する場合についても同様とする。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 住居、通勤経路若しくは通勤方法を変更し、又は通勤のため負担する運賃等の額に変更があった場合</p> <p>(確認及び決定)</p> <p>第 4 条 任命権者は、職員から前条の規定による届出があったときは、その届出に係る事実を通勤用定期乗車券（これに準ずるものを含む。以下「定期券」という。）の提示を求める等の方法により確認し、その者が給与条例第 5 条の 9 第 1 項の職員たる要件を具備するときは、その者に支給すべき通勤手当の額を決定し、又は改定しなければならない。</p> <p>2 [略]</p> <p>第 8 条 給与条例第 5 条の 9 第 2 項第 1 号に規定する運賃等相当額（次項及び第 8 条の 3 第 2 号において「運賃等相当額」という。）は、次項に該当する場合を除くほか、次の各号に掲げる普通交通機関等の区分に応じ、当該各号に定める額（その額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。</p> <p>(1) 定期券を使用することが最も経済的かつ合理的であると認められる普通交通機関等 通用期間が支給単位期間（給与条例第 5 条の 9 第 4 項に規定する支給単位期間をいう。以下同じ。）である定期券の価額</p> <p>(2)・(3) [略]</p> <p>2 [略]</p>	<p>(届出)</p> <p>第 3 条 職員は、新たに給与条例第 5 条の 9 第 1 項の職員たる要件を具備するに至った場合には、人事委員会が定める様式の通勤届によりその通勤の実情を速やかに任命権者（委任を受けた者を含む。以下同じ。）に届け出なければならない。同項の職員が次の各号の一に該当する場合についても同様とする。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 住居、通勤経路、<u>通勤方法若しくは給与条例第 5 条の 9 第 4 項に規定する駐車場等（以下「駐車場等」という。）を変更し、駐車場等の利用を開始し若しくは終了し、又は通勤のため負担する運賃等の額若しくは駐車場の料金に変更があった場合</u></p> <p>(確認及び決定)</p> <p>第 4 条 任命権者は、職員から前条の規定による届出があったときは、その届出に係る事実を通勤用定期乗車券（これに準ずるものを含む。以下「定期券」という。）の提示<u>又は第 12 条に定める駐車場等たる要件を具備していること及び駐車場の料金を証明する資料の提出</u>を求める等の方法により確認し、その者が給与条例第 5 条の 9 第 1 項の職員たる要件を具備するときは、その者に支給すべき通勤手当の額を決定し、又は改定しなければならない。</p> <p>2 [略]</p> <p>第 8 条 給与条例第 5 条の 9 第 2 項第 1 号に規定する運賃等相当額（次項及び第 8 条の 4 第 2 号において「運賃等相当額」という。）は、次項に該当する場合を除くほか、次の各号に掲げる普通交通機関等の区分に応じ、当該各号に定める額（その額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。</p> <p>(1) 定期券を使用することが最も経済的かつ合理的であると認められる普通交通機関等 通用期間が支給単位期間（給与条例第 5 条の 9 第 7 項に規定する支給単位期間をいう。以下同じ。）である定期券の価額</p> <p>(2)・(3) [略]</p> <p>2 [略]</p> <p><u>(自動車等使用者の支給額)</u></p> <p>第 8 条の 2 給与条例第 5 条の 9 第 2 項第 2 号の人事委員会規則で定める額は、次の各号に掲げる自動車等の使用距離の区分に応じ、<u>当該各号に定める額とする。</u></p> <p>(1) 片道 5 キロメートル未満 2,000 円</p> <p>(2) 片道 5 キロメートル以上 10 キロメートル未満 4,200 円</p> <p>(3) 片道 10 キロメートル以上 15 キロメートル未満 7,300 円</p> <p>(4) 片道 15 キロメートル以上 20 キロメートル未満 1 万 400 円</p> <p>(5) 片道 20 キロメートル以上 25 キロメートル未満 1 万 3,500 円</p> <p>(6) 片道 25 キロメートル以上 30 キロメートル未満 1 万 6,600 円</p>

	<p>円</p> <p>(7) 片道30キロメートル以上35キロメートル未満 1万 9,700</p> <p>円</p> <p>(8) 片道35キロメートル以上40キロメートル未満 2万 2,800</p> <p>円</p> <p>(9) 片道40キロメートル以上45キロメートル未満 2万 5,900</p> <p>円</p> <p>(10) 片道45キロメートル以上50キロメートル未満 2万 9,100</p> <p>円</p> <p>(11) 片道50キロメートル以上55キロメートル未満 3万 2,300</p> <p>円</p> <p>(12) 片道55キロメートル以上60キロメートル未満 3万 5,500</p> <p>円</p> <p>(13) 片道60キロメートル以上65キロメートル未満 3万 8,700</p> <p>円</p> <p>(14) 片道65キロメートル以上70キロメートル未満 4万 2,200</p> <p>円</p> <p>(15) 片道70キロメートル以上75キロメートル未満 4万 5,700</p> <p>円</p> <p>(16) 片道75キロメートル以上80キロメートル未満 4万 9,200</p> <p>円</p> <p>(17) 片道80キロメートル以上85キロメートル未満 5万 2,700</p> <p>円</p> <p>(18) 片道85キロメートル以上90キロメートル未満 5万 6,200</p> <p>円</p> <p>(19) 片道90キロメートル以上95キロメートル未満 5万 9,600</p> <p>円</p> <p>(20) 片道95キロメートル以上 100キロメートル未満 6万 3,000円</p> <p>(21) 片道 100キロメートル以上 6万 6,400円</p>
(定年再任用短時間勤務職員等に係る通勤手当の減額)	(定年再任用短時間勤務職員等に係る通勤手当の減額)
第8条の2 [略]	第8条の3 [略]
(併用者の区分及び支給額)	(併用者の区分及び支給額)
第8条の3 給与条例第5条の9第2項第3号に規定する同条第1項第3号に掲げる職員の区分及びこれに対応する同条第2項第3号に規定する通勤手当の額は、次の各号に掲げるとおりとする。	第8条の4 給与条例第5条の9第2項第3号に規定する同条第1項第3号に掲げる職員の区分及びこれに対応する同条第2項第3号に規定する通勤手当の額は、次の各号に掲げるとおりとする。
(1) [略]	(1) [略]
(2) 給与条例第5条の9第1項第3号に掲げる職員のうち、運賃等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（普通交通機関等が2以上ある場合においては、その合計額。以下「1箇月当たりの運賃等相当額等」という。）が同条第2項第2号に定める額以上である職員（前号に掲げる職員を除く。） 同項第1号に定める額	(2) 給与条例第5条の9第1項第3号に掲げる職員のうち、運賃等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（普通交通機関等が2以上ある場合においては、その合計額。以下「1箇月当たりの運賃等相当額等」という。）が同条第2項第2号に定める額（ <u>駐車場等を利用し、その料金を負担することを常例とする職員（次号において、「駐車場等利用職員」という。）</u> にあつては、その額に同条第4項第1号に定める額を加算した額）以上である職員（前号に掲げる職員を除く。） 同条第2項第1号に定める額
(3) 給与条例第5条の9第1項第3号に掲げる職員のうち、1箇月当たりの運賃等相当額等が同条第2項第2号に定める額未満である職員（第1号に掲げる職員を除く。） 同項第2号に定める額	(3) 給与条例第5条の9第1項第3号に掲げる職員のうち、1箇月当たりの運賃等相当額等が同条第2項第2号に定める額（ <u>駐車場等利用職員にあつては、その額に同条第4項第1号に定める額を加算した額</u> ）未満である職員（第1号に掲げる職員を除く。） 同条第2項第2号に定める額
(特急列車等の利用に係る特別料金等に係る通勤手当の額の算出の基準)	(特急列車等の利用に係る特別料金等に係る通勤手当の額の算出の基準)
第11条 [略]	第11条 [略]

2 [略]

3 第8条（第1項第3号を除く。）の規定は、給与条例第5条の9第3項第1号に規定する特別料金等相当額（第12条第4項において、特別料金等相当額という。）の算出について準用する。この場合において、第8条第1項中「普通交通機関等の」とあるのは「特急列車等の」と、同項第1号及び第2号中「普通交通機関等」とあるのは「特急列車等」と、同項第2号中「運賃等の額」とあるのは「特別料金等の額（ただし、人事委員会が定める事由が生じた場合にあっては、人事委員会が定める回数分の特別料金等の額）」と、同条第2項中「普通交通機関等」とあるのは「特急列車等」と読み替えるものとする。

（支給日等）

第12条 通勤手当は、支給単位期間（第4項に規定する通勤手当に係るものを除く。）又は同項に定める期間（以下この条、第14条第2項第2号及び第16条において「支給単位期間等」という。）

2 [略]

3 第8条（第1項第3号を除く。）の規定は、給与条例第5条の9第3項第1号に規定する特別料金等相当額（第15条第4項において、特別料金等相当額という。）の算出について準用する。この場合において、第8条第1項中「普通交通機関等の」とあるのは「特急列車等の」と、同項第1号及び第2号中「普通交通機関等」とあるのは「特急列車等」と、同項第2号中「運賃等の額」とあるのは「特別料金等の額（ただし、人事委員会が定める事由が生じた場合にあっては、人事委員会が定める回数分の特別料金等の額）」と、同条第2項中「普通交通機関等」とあるのは「特急列車等」と読み替えるものとする。

（駐車場等の要件）

第12条 給与条例第5条の9第4項の人事委員会規則で定める要件は、次の各号のいずれにも該当することとする。

- (1) 勤務公署の周辺又は第4条の規定に基づき決定し、若しくは改定する手当額の基礎となる経路若しくはこれに準ずるものとして人事委員会が定める経路上にある交通機関の駅、停留所等の周辺にある施設であること。
- (2) 職員が自転車を駐車するために使用する施設（自転車以外の自動車等の駐車のための部分と、自転車の駐車のための部分が同一の施設にある場合は、当該自転車の駐車のための部分に限る。）でないこと。
- (3) その利用について職員の配偶者若しくは給与条例第5条の3第2項に規定する扶養親族に料金を支払うこととなる施設又はこれに準ずるものとして人事委員会が定める施設でないこと。

2 前項に規定する要件を満たさない場合であって、自動車等の駐車のための施設の状況、職員の事情等により、駐車場等に係る通勤手当を支給しないことが著しく不適当であると人事委員会が認めるときは、同項の規定にかかわらず、人事委員会が別に定める要件とする。

（駐車場等に係る通勤手当が支給されない職員）

第13条 給与条例第5条の9第4項の人事委員会規則で定める職員は、第8条の4第2号に掲げる職員とする。

（駐車場等に係る通勤手当の額）

第14条 給与条例第5条の9第4項第1号の人事委員会規則で定める額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額（その額が5,000円を超える場合にあっては、5,000円）とする。

- (1) 一の駐車場等を利用する場合 次のアからウまでに掲げる場合の区分に応じ、それぞれアからウまでに定める額
 - ア 月を単位として駐車場等の料金が定められている場合 当該料金の額
 - イ 駐車場等の料金を定める期間（月又は年によって定めた期間に限る。）が二以上の月にわたる場合 当該料金の額をそのわたる月の数で除して得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）
 - ウ ア及びイに掲げる場合以外の場合 人事委員会が定める額
- (2) 二以上の駐車場等を利用する場合 それぞれの駐車場等について前号アからウまでに定める額を合計した額

（支給日等）

第15条 通勤手当は、支給単位期間（第4項に規定する通勤手当に係るものを除く。）又は同項に定める期間（以下この条、第17条第2項第2号及び第19条において「支給単位期間等」という。）

に係る最初の月の給料等の支給に関する規則（昭和41年宮崎県人事委員会規則第12号）第2条に規定する給料の支給定日（以下この条において「支給日」という。）に支給する。ただし、支給日までに第3条の規定による届出に係る事実が確認できない等のため、支給日に支給することができないときは、支給日後に支給することができる。

2・3 [略]

4 1箇月当たりの運賃等相当額等（第8条の3第3号に掲げる職員に係るものを除く。）、給与条例第5条の9第2項第2号に定める額（第8条の3第2号に掲げる職員に係るものを除く。）及び特別料金等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（特急列車等が2以上ある場合においては、その合計額）の合計額（第14条第2項において「1箇月当たりの通勤手当算出基礎額」という。）が15万円を超えるときは、その者の当該通勤手当に係る支給単位期間は、その者の当該通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間とする。

（支給の始期及び終期）

第13条 [略]

（返納の事由及び額等）

第14条 給与条例第5条の9第5項の人事委員会規則で定める事由は、通勤手当（第1号から第4号までの規定において1箇月の支給単位期間に係るものを除く。）を支給される職員について生じた次の各号のいずれかに掲げる事由とする。

(1) [略]

(2) 通勤経路若しくは通勤方法を変更し、又は通勤のため負担する運賃等の額に変更があったことにより、通勤手当の額が改定される場合

(3) 月の中途において地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「地公法」という。）第28条第2項の規定により休職にされ、地公法第55条の2第1項ただし書に規定する許可を受け、教育公務員特例法（昭和24年法律第1号。以下「教特法」という。）第26条第1項の規定により休業し、外国派遣条例第2条第1項若しくは公益的法人等派遣条例第2条第1項の規定により派遣され、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）第2条の規定により育児休業をし、地公法第26条の5第1項に規定する自己啓発等休業をし、地公法第26条の6第1項に規定する配偶者同行休業をし、又は地公法第29条の規定により停職にされた場合（これらの期間の初日の属する月又はその翌月に復職し、又は職務に復帰することとなる場合を除く。第15条の2第2項において「派遣等となった場合」という。）

(4)・(5) [略]

2 給与条例第5条の9第5項の人事委員会規則で定める額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1)～(3) [略]

3 給与条例第5条の9第5項の規定により職員に前項に定める額を返納させる場合において、返納に係る通勤手当の給料の支給義務者と事由発生月の翌月以降に支給される給与の給料の支給義務者が同一であるときは、人事委員会の定めるところにより当該給与から当該額を差し引くことができる。

（支給単位期間）

第15条 給与条例第5条の9第6項に規定する人事委員会規則で定

に係る最初の月の給料等の支給に関する規則（昭和41年宮崎県人事委員会規則第12号）第2条に規定する給料の支給定日（以下この条において「支給日」という。）に支給する。ただし、支給日までに第3条の規定による届出に係る事実が確認できない等のため、支給日に支給することができないときは、支給日後に支給することができる。

2・3 [略]

4 1箇月当たりの運賃等相当額等（第8条の4第3号に掲げる職員に係るものを除く。）、給与条例第5条の9第2項第2号に定める額（第8条の4第2号に掲げる職員に係るものを除く。）、特別料金等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（特急列車等が2以上ある場合においては、その合計額）及び給与条例第5条の9第4項第1号に定める額の合計額（第17条第2項において「1箇月当たりの通勤手当算出基礎額」という。）が15万円を超えるときは、その者の当該通勤手当に係る支給単位期間は、その者の当該通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間とする。

（支給の始期及び終期）

第16条 [略]

（返納の事由及び額等）

第17条 給与条例第5条の9第6項の人事委員会規則で定める事由は、通勤手当（第1号から第4号までの規定において1箇月の支給単位期間に係るものを除く。）を支給される職員について生じた次の各号のいずれかに掲げる事由とする。

(1) [略]

(2) 通勤経路、通勤方法若しくは駐車場等を変更し、駐車場等の利用を開始し若しくは終了し、又は通勤のため負担する運賃等の額若しくは駐車場等の料金に変更があったことにより、通勤手当の額が改定される場合

(3) 月の中途において地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「地公法」という。）第28条第2項の規定により休職にされ、地公法第55条の2第1項ただし書に規定する許可を受け、教育公務員特例法（昭和24年法律第1号。以下「教特法」という。）第26条第1項の規定により休業し、外国派遣条例第2条第1項若しくは公益的法人等派遣条例第2条第1項の規定により派遣され、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）第2条の規定により育児休業をし、地公法第26条の5第1項に規定する自己啓発等休業をし、地公法第26条の6第1項に規定する配偶者同行休業をし、又は地公法第29条の規定により停職にされた場合（これらの期間の初日の属する月又はその翌月に復職し、又は職務に復帰することとなる場合を除く。第18条の2第2項において「派遣等となった場合」という。）

(4)・(5) [略]

2 給与条例第5条の9第6項の人事委員会規則で定める額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1)～(3) [略]

3 給与条例第5条の9第6項の規定により職員に前項に定める額を返納させる場合において、返納に係る通勤手当の給料の支給義務者と事由発生月の翌月以降に支給される給与の給料の支給義務者が同一であるときは、人事委員会の定めるところにより当該給与から当該額を差し引くことができる。

（支給単位期間）

第18条 給与条例第5条の9第7項に規定する人事委員会規則で定

める期間は、次の各号に掲げる普通交通機関等又は特急列車等の区分に応じ、当該各号に定める期間とする。

(1)・(2) [略]

2 [略]

第15条の2 支給単位期間は、第13条第1項の規定により通勤手当の支給が開始される月又は同条第2項の規定により通勤手当の額が改定される月から開始する。

2・3 [略]

第16条～第18条 [略]

める期間は、次の各号に掲げる普通交通機関等又は特急列車等の区分に応じ、当該各号に定める期間とする。

(1)・(2) [略]

2 [略]

第18条の2 支給単位期間は、第16条第1項の規定により通勤手当の支給が開始される月又は同条第2項の規定により通勤手当の額が改定される月から開始する。

2・3 [略]

第19条～第21条 [略]

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和8年4月1日から施行する。

(施行日前から駐車場等を利用している職員の届出)

2 この規則の施行の日（以下「施行日」という。）前から駐車場等（職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（令和8年宮崎県条例第12号）による改正後の給与条例第5条の9第4項に規定する「駐車場等」をいう。）を利用している職員であって、引き続き当該駐車場等を利用することにより施行日において同項の職員たる要件を具備するに至った者は、この規則による改正後の通勤手当に関する規則第3条の規定の例により、その実情を届け出なければならない。